

朝鮮総督府博物館の設立と運営について

—1910~1921年を中心に—

金 泰 蓮

〔抄 録〕

本論文は、朝鮮総督府によって設立された朝鮮総督府博物館（1915~1945）の設立背景から設立及び1916年の運営の変化を中心に取り上げて、この時期の総督府博物館の性格を検討する。総督府は、1910年から進めてきた先史時代及び古蹟調査を1916年に総督府博物館に統合し、日本内地の「遺失物法」や帝室博物館と関連する「古蹟及遺物保存規則」を公布した。総督府博物館はこれを契機として、朝鮮半島の文化財の調査、発掘、保存、展示、教育に関わる業務を統一的に掌握した。総督官房の所属であった設立から1921年までの当該時期の総督府博物館の実態を明らかにする。

キーワード 朝鮮総督府博物館、古蹟調査、「古蹟及遺物保存規則」、「文化財」。

はじめに

本論文では、植民地期に朝鮮総督府（以下、総督府）によって設立された朝鮮総督府博物館（以下、総督府博物館）の1915年の開館と1916年に現われた変化を中心に取り上げ、総督官房所属であった1921年までの当時の総督府博物館の性格を考察する。

1910年の韓国「併合」を契機に、日本による植民地統治機関として総督府が創設された。総督府は天皇に直隸し、総督は軍事、立法、司法、行政に亘る広範な権限を有した。組織は総督及び補佐役の政務総監の下に、総督官房と5つの部（総務、内務、度支、農商工、司法）が設置された。総督府は、「併合」後に朝鮮半島に日本陸軍が統制する憲兵警察を配置して朝鮮人の独立運動を弾圧し、言論、集会、出版、結社の自由をはく奪する武断統治を行った。

総督府博物館は、1915年9月に京城の景福宮で開催された始政5年記念朝鮮物産共進会の終了後に、共進会の美術館の建物を引き継ぎ同年12月に開館する。また、京城の昌徳宮には、大韓帝国皇帝の名のもとに1908年に開館した帝室博物館も存在した。総督府博物館は総督府の一機関として所属部署を変えつつも、1945年まで総督府が一貫して経営した近代博物館だった。総督府博物館は1915年に総督官房の所属として開館し、1921年に学務局に移管される。この時期に総督府は、共進会、博物館の設立・運営や古蹟調査、朝鮮史編纂事業などを行なったが、実質の総督府博物館長であった藤田亮策¹⁾は、戦後にこれらの「徹底した文化政策」につい

て「半島に達した日本人の最も誇るべき記念碑の一である」と断言していた⁽²⁾。

韓国における植民地研究では、1990年代より文化史に注目した研究が進み、植民地期の博物館に関する基礎的研究が蓄積されつつある。植民地期の博物館について歴史的に整理した全京秀は、帝室博物館（「併合」後の李王家博物館）を韓国における近代博物館の起点と位置付けた。そして、植民地期の李王家博物館と総督府博物館の資料を引き継いだ、現在の韓国国立中央博物館に至る朝鮮の近代博物館の変遷過程を明らかにした⁽³⁾。

日本では植民地期朝鮮における博物館研究はまだ少ない。韓国の研究をふまえて李成市は、日本による王宮整理が朝鮮王朝権力の解体と権威の剥奪過程であり、王宮に建てられた博物館が朝鮮人を教化する植民地経営のイデオロギー装置であると結論付けた⁽⁴⁾。また、総督府の文化事業を推進した東京帝国大学教授黒板勝美⁽⁵⁾を取り上げ、博物館と不可分の関係にある古蹟調査と朝鮮史編纂事業は植民地統治の正当化を目指すものだったと論じた⁽⁶⁾。このような日韓の「植民地期の博物館」に関する基礎的研究に加えて、近年では近代日本の考古学的立場から、朝鮮の「文化財」⁽⁷⁾政策に関する研究も現われてきた。広瀬繁明は、植民地朝鮮で関野貞⁽⁸⁾らが行なった古蹟調査の対象物件と大韓民国文化財管理登録の指定物件との資料を照合し、植民地期に総督府によって指定された朝鮮半島の国宝・宝物・史蹟が1916、1933年の法改正を経て、現在の韓国の指定文化財に継承されていることを明らかにした⁽⁹⁾。

日本による朝鮮の考古学的調査は、東京帝国大学人類学教室の八木柴三郎⁽¹⁰⁾、関野貞らに始まる。そして1909年に大韓帝国度支部の依頼による関野の古建築調査を経て、「併合」後は総督府が日本の学者達に囑託して調査事業を行なった。1910年には内務部地方局地方課⁽¹¹⁾管轄の関野による古蹟調査が、翌年には内務部学務局編輯課管轄の鳥居龍蔵による先史時代の史料調査が始められた。この1910年からの内務部の事業は総督府による初期調査として1916年まで行なわれて、1916年の運営の変化の重要な背景になる。

1915年12月に総督府博物館が開館する。1916年4月に内務部の両調査が、総督官房総務局所属の総督府博物館に統合される。そして、同年7月の朝鮮総督府令「古蹟及遺物保存規則」及び「古蹟調査委員会規則」に基づいて、朝鮮全道・全時代を対象とした本格的な古蹟調査である「五箇年計画」が実施される。これにより総督府博物館は、古蹟の調査・保存などのすべての事務を管掌する総督府の文化財政策の中枢機関となった。

このように「古蹟及遺物保存規則」（以下、「保存規則」）は植民地朝鮮での博物館政策において画期となる法令だが、後述するように日本内地の法令及び博物館政策との関係が深いにも関わらず、先行研究では「保存規則」の成立過程やその意義、総督府博物館への影響については検討されていない。本論文では、1910年からの内務部の両調査が総督官房総務局の総督府博物館に統合されて、「保存規則」が施行される1915年の設立から1916年の運営を連動して設立期と考えて注目する。総督府博物館は総督府のどのような目的で設立・運営されたのか、そしてそれが内地の文化財行政とどのような関連があったのかを考察したい。

1章は開館までの古蹟調査事業の連続性をみる。「併合」前の学術調査から統監府の調査を経て、「併合」後から「開館」前に総督府の初期調査事業として行われた内務部の調査を検討する。2章は「開館」後の変化を見る。1916年の「保存規則」施行後、総督府の本格的な古蹟調査事業として「五箇年計画」が実施され、総督府博物館が文化財政策を統一的に管掌した経緯と目的を考察する。特に文化財保存令の対象に先史時代が含まれたことに注目する。新しい視点として朝鮮の「保存規則」と日本内地の「遺失物法」から、文化財政策の関連を検証したい。3章は、この文化財政策の関連性を類似・相違点から考察する。先行研究で検討されていない点として、内地の帝室博物館と総督府博物館の展示形式を比較する。以上の点を踏まえて、1915年から1916年を中心に総督官房所属であった初期の総督府博物館の性格を考察する。

1章 開館以前の朝鮮古蹟調査

1節 韓国「併合」以前の調査

1910年8月、大日本帝国が朝鮮半島を統治する機関として朝鮮総督府を設置した⁽¹²⁾。総督府は植民地朝鮮で考古学的調査を行なうが、「併合」以前よりすでに東京帝国大学を中心とする学者達によって朝鮮半島の学術調査は始められていた。

1886年、「国家ノ須要ニ応スル」⁽¹³⁾教育研究機関として帝国大学（1897年に東京帝国大学と改称）が再編成される。1892年に帝国大学教授となった坪井正五郎⁽¹⁴⁾は、ヨーロッパ留学で「人種」を分類して「人種」の由来を開明することを目的とした人類学を研究する。坪井は人類学的見地から日本人の起源に関心を持ち、1886年には東京人類学会を創立している。1895年には人類学会の研究対象の中から原史時代以降の研究部門を分離する形で、考古学会が設立された。そして1899年の「遺失物法」及び内務省訓令により、先史時代の研究は東京帝国大学人類学教室を中心とした人種・民族考古学派（大学派）が主導し、一方、古墳時代以降の研究は、帝室博物館を中心とした美術考古学派（博物館派）が主導していく⁽¹⁵⁾。

日本が日清戦争後に遼東半島・台湾・澎湖諸島を領有して朝鮮への影響力を強める中で、人類学研究はその研究フィールドを大陸に広げていった。1895年、帝国大学理科大学人類学教室の主任であった鳥居龍蔵⁽¹⁶⁾は、人類学上の探検のために遼東半島や台湾に派遣される。鳥居の調査旅行を許可する連絡は大本営から占領地の各司令部へとまわされてその便宜が図られた⁽¹⁷⁾ことから、帝国大学の学術調査は植民地政策と関連していたと思われる。

1900年には坪井の命で、人類学教室の八木隼三郎が朝鮮半島に渡り調査を行う。八木はその目的を「人類考古歴史等の学問上より我天孫人種の故地を探り兼て両国の関係点を事実上より研鑽」する為だとした⁽¹⁸⁾。八木は打製石斧を採集したが、朝鮮に「石器時代のものは一も見あたらない」⁽¹⁹⁾と述べる。当時、草創期の人類学界・考古学界では石器時代の人種論争が注目され、「記紀」に基づく史観では、鉄器を持った天孫族が大陸から来たために朝鮮には石器時代が存在しないという「日本人の起源」と「石器時代という未開性」を結びつけない議論が展

開されていた⁽²⁰⁾。八木が朝鮮の石器時代への言及を避けたのもそのような背景からきたかと思われる。

日清戦争・日露戦争の時期にかけては、雑誌『日本人』の創刊や、天皇を血縁的関係の「族父」とする帝国大学の穂積八束の「同祖同族の日本民族論」の影響で、論壇に「国民」や「民族」という用語が現れて定着していく⁽²¹⁾。明治の国民国家形成期には、天皇制国家のもとに統合される国民概念としての「日本人」像が模索されるが、集団の日本人を定義する学問的カテゴリーが未確立だったために、起源論は踏み込んだ考察の対象にならなかった⁽²²⁾。

このような背景の中で、帝国大学の辰野金吾工科大学長から建築調査を命じられた助教授の関野貞が1902年に朝鮮に渡った。調査地は慶州・開城・京城などの旧都で、60日に渡り寺院や宮殿を調査した。関野の当初の目的は、日本の「古代文化の変遷」を知るために飛鳥時代に影響を与えた建築の源流を朝鮮に求めることであった⁽²³⁾。しかし、朝鮮半島には高麗時代以前の木造建築物が見つからなかったため、「三国時代以前は歴史の欠漏と遺物の皆無」の時代だとして調査対象を三国時代以降に限定した⁽²⁴⁾。関野の関心は次第に「古墳」に移り、それは新羅時代の五陵・太宗武烈王王陵などの王や王族に準じる身分の被葬者である陵墓から、僧侶や臣民の墳墓にまで亘った⁽²⁵⁾。

1905年の第2次日韓協約締結後、朝鮮の保護国化が進められる。1909年に、統監府の支配下にある大韓帝国度支部建築所の荒井賢太郎長官が、植民地統治に備えて学術調査で実績のある関野に古建築調査を依頼した。関野は調査対象を建築物・遺跡・遺物を含む「古蹟」に広げ、助手として谷井濟一⁽²⁶⁾も同行して、朝鮮で初めて古墳の発掘調査を行った。1909年の発掘は三国時代から朝鮮時代の古墳を重要な対象とし、以後毎年のように実施される。日本の帝國的侵出によって、「併合」前から朝鮮の各王朝の陵墓を含む古墳の調査が開始したのであった。

2 節 総督府内務部の初期調査事業

大韓帝国度支部の古建築調査は、「併合」後、総督府の内務部地方局第一課の古蹟調査事業に継承された⁽²⁷⁾。また同内務部学務局編輯課は、鳥居龍蔵に先史時代・人類学調査を依頼した。両調査事業は、総督府の初期調査として内務部で行われた。

(1) 鳥居龍蔵による人類学及び先史時代調査

鳥居龍蔵は帝国大学の遼東半島での調査を皮切りに、千島列島、台湾、中国西南、満蒙へとフィールドを広げた。「併合」後に総督府から先史及び人類学の調査を囑託され、1910年の予備調査から1915年にかけて朝鮮の全道主要地域と中国東北地域を踏査した。これは、内務部学務局による教科書編纂用の資料収集という名目だったが、実際は「関野の調査に欠けている人種的民族の並びに石器時代調査を補うため」のものであった⁽²⁸⁾。初代朝鮮総督寺内正毅が「朝鮮の種族は何なる系統の下に今日の朝鮮人となったのか、是れを識るは朝鮮統治上に於て、

殊に朝鮮人同化上より見ても最も有益」だとして鳥居に調査を依頼した⁽²⁹⁾。

1910年代に内地では、日本人とは文化的・歴史的共通性を有する集団(民族)という了解を前提にした「日本人の起源」論が起こる。鳥居は、「アイヌという先住民族」から「固有日本人を中心とする人種間の混血によって成立した日本人(日本民族)の祖先」に交替したという「固有日本人」論を提唱した。鳥居は、八木とは異なり朝鮮の石器時代を認めた。それは石器時代に朝鮮半島から「固有日本人」である国津神が渡来して土着し、さらに金属器時代に「固有日本人」が次々と渡来した結果「現日本人」が構成されたという論であった⁽³⁰⁾。鳥居は「之れまで日鮮の関係は神話時代から説かれてきましたが、私は原始時代よりもずっと前の石器時代から始まって居る」と主張し、石器時代からの「日鮮同祖」論を根拠に「併合」は元の姿に戻ったに過ぎないと植民地統治を肯定した⁽³¹⁾。鳥居の日本人起源論は、「万世一系」の皇室を中心にした混合民族論⁽³²⁾であり、膨張する帝国日本と歩みを同じくするものであった。

朝鮮を植民地化する動きの中で、日本の歴史学者や経済学者によって「日鮮同祖論」、「停滞論」、「他律性論」という固定した朝鮮史像が形成され、歴史教育の場を通じて日本国民の間に浸透していった。「日鮮同祖」論は、日本と朝鮮が同祖同源であり、同一の祖先からでた血族であるとし、太古から朝鮮は日本に服属し、天皇の世紀には「三韓征伐」されて朝鮮は属臣となり支配されたという説である。代表的論者である喜田貞吉は文部編修官として国定教科書の編纂に携わった。経済学者の福田徳三は西洋の封建制を朝鮮に当てはめ、その欠如は朝鮮時代が社会的・経済的に日本の藤原時代の段階であるとして、朝鮮の自主的近代化を認めない「停滞論」を唱えた。また、朝鮮は中国大陸からの外圧によってのみ歴史が展開し、文化も中国の模倣だとする「他律性論」が流布された⁽³³⁾。これらの史観は、朝鮮の後進性を主張することによって、日本の植民地支配を肯定する同化と差別の論理的根拠とされた。

内務部での鳥居の調査は、「万世一系」の皇室のもとに朝鮮人を同化する論拠として「日鮮同祖」論を設定し、先史時代からの朝鮮の歴史像を皇国史観に組み込む契機になった。

(2) 関野貞による初期の古蹟調査

大韓帝国度支部の古建築調査は、1910年10月に総督府内務部地方局1課に引継がれ、総督府が囑託した関野による初期の古蹟調査として1915年まで続いた⁽³⁴⁾。1910年度の調査報告書では「朝鮮文化の変遷を明らかにするため」に、三韓時代、三国時代、新羅統一時代、高麗時代、朝鮮時代と時代区分し、調査地を各時代の都と周辺に限っていた。総督府による初期の古蹟(=文化財)調査の対象は、宮殿、城郭、官衙、廟寺、書院、陵墓、塔婆、古墳、仏像、銅鐘、刹竿、石塔、碑碣、香炉、書画など、広範に亘った。やがて調査対象は、陵墓や古墳に集中する。関野にとって古墳とその遺物は民族の文化の特質や変遷を読み取る「文化標徴」になり、日本と朝鮮の関係を示す古代の重要な資料となった⁽³⁵⁾。古蹟は保存の必要性に応じて甲乙丙丁の四等級に区別され、保存の対象建造物は内務部地方局土木課の営繕工事として修繕された。

保存された文化財は総調査件数約1450件のうちわずか57件であった⁽³⁶⁾。

1914年度の『朝鮮総督府施政年報』によると、「歴史の証徴又は美術と為るべき価値あるものと検定したる官有建造物又は古墳等にして修理の急施を要するもの」は総督府による保存の対象となる。1913年からは「古蹟保存費補助」が支出されて官房土木局の営繕工事として修繕された⁽³⁷⁾。反面、関野の評価によって保存が認められなかった「邑城」のように古蹟調査によって朝鮮の文化財の破壊が進められた側面もあった。関野は古蹟の基礎台帳作りと等級付けを行ない、報告書を発刊して1915年1月に作業を終了した⁽³⁸⁾。この成果は大型豪華本の『朝鮮古蹟図譜』となり、寺内総督から各国の来賓に贈られて総督府の権威を示した。

ところで、古蹟調査の対象物を選別して保護、修繕と破壊の線引きをする指標となった「歴史の証徴」「美術と為るべき価値あるもの」という用語は、日本内地の文化財に関する法令の中に見出すことができる。1897年に制定された「古社寺保存法」では、国家による「歴史の証徴又は美術の模範」という指標によって国家が認めた宝物には補助金が下りて、国宝に指定されたものは博物館への出陳義務が定められた⁽³⁹⁾。高木博志によれば、立憲国家形成期の文化財保護行政は、皇室の権威伸長と皇室の文化財保護を結びつけたものであり、「歴史の証徴又は美術の模範」とは天皇制の文化的統合機能のために創出された基準、理念であった⁽⁴⁰⁾。

朝鮮では『大正三年度朝鮮総督府施政年報』や「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」⁽⁴¹⁾において「歴史の証徴」「美術の模範」という基準が使用され、内地と同じ基準によって植民地の文化財も選別された。内地の文化財政策が朝鮮でも行われていたことが見て取れる。このことから総督府の初期の古蹟調査は、天皇制の文化的統合機能の理念を利用しながら朝鮮の文化財を収集し選別して修繕、保存することが目的だったと考える。

関野の1910年からの古蹟調査の対象は、民族文化の指標としての古墳に比重が移り発掘調査が進められていく。総督府による初期の調査事業は、文化財、人類学、考古学、など多岐に亘り、朝鮮半島はくまなく踏査された。総督府に選別されて保存された文化財は、1915年に開催した始政5年記念朝鮮物産共進会の美術館を経て、総督府博物館に展示される。

3 節 始政5年記念朝鮮物産共進会

総督府は日本内地の殖産興業目的の博覧会の手法を取り入れて、京城の景福宮で1915年9月11日から10月31日まで「始政5年記念朝鮮物産共進会」（以下、「共進会」）を開催した。事務総長は政務総監が務め、東洋拓殖会社総裁を会長とした京城協賛会を始めとする協賛会が朝鮮各道に組織化された。そして朝鮮全道から朝鮮人を動員する計画を立てて、朝鮮各道から物産品の出品や展示を行い販売を促進した⁽⁴²⁾。その入場者数は日本人や中国人を含め合計37万人に上り、朝鮮人はその内約29万人を占めた⁽⁴³⁾。景福宮は1912年には総督府に移管済となり⁽⁴⁴⁾、巨大な総督府庁舎を建設中であった。1914年からは総督府の土木局営繕課が王宮の殿閣を壊して新たに共進会のパビリオンを建設して⁽⁴⁵⁾景福宮を王宮の威厳が消されるほど様変わりさせ

た。

寺内総督は『京城日報』に「共進会の開催の目的」を談話として載せる⁽⁴⁶⁾。その目的は日本の統治により「禍乱と荒廃」の朝鮮を「進歩」させたことを「内鮮人」や「内地人」、そして世界に向けて誇示することであった。寺内総督は、発展の成果である物品は朝鮮人の需要の為ではないことを明言し、朝鮮人が分を越えることなく質素儉約して産業発展・輸出貿易につながるよう「半島在住の一般内鮮人に対して予め戒告」と述べた。寺内は日本の施政による近代化の成果を宣伝、強調しながらも、植民地を近代化する目的は朝鮮人の生活のためではないと断言していた。

共進会に展示館の一つとして美術館が建てられた。共進会の建物は期間中だけの使用目的であったが、美術館だけは終了後も残される計画で唯一の耐火構造の「永久建物」として建築される。2階煉瓦造りのルネサンス式建物で、前面中央部はコリント式キャピタルを持った石柱が4組み立てられ⁽⁴⁷⁾、パピリオンの中でも特に目を引く威容を保っていた。

美術館には美術品228点、考古資料1069点の総数1349点が展示されていた⁽⁴⁸⁾。美術館1階正面には慶州南山から運んだ薬師如来座像を置き、その後ろの左右には慶州甘山寺跡地から運んだ石造弥勒菩薩立像と石造阿弥陀如来立像を展示した。本館1階陳列室には螺鈿作をした櫃文匣、塗漆硯箱、甲冑、青銅香炉、古梵鐘、古鏡、板鐘、花瓶などの古美術品を陳列し、2階東側陳列室には朝鮮絵画数十点を、西側陳列室には屏風、巻物を展示した⁽⁴⁹⁾。

共進会は10月末に成功裏に閉幕し、新聞は日本の朝鮮統治における近代化の指標と成果を報告した⁽⁵⁰⁾。『毎日申報』には天皇と寺内総督の施す恩恵に心から感謝を述べるという朝鮮人の記事が掲載される⁽⁵¹⁾。これは、動員策としての無料期間に観覧した朝鮮人「貧者」の感想として宣伝された。景福宮での共進会は、大日本帝国が近代化とともに京城を植民地都市に再編する過程の中で行われ、かつてないほどの朝鮮人が移動してそれを目の当たりにした。そして共進会を引継いだ総督府博物館が、12月1日、景福宮で開館した。

2章 総督府博物館の設立と運営

1節 総督府博物館の設立とその後

1915年11月19日、総督府は告示第296号を公布し、「朝鮮総督府博物館ヲ京城景福宮ニ設置シ大正四年十二月一日ヨリ一般ノ観覧ヲ許ス」とした⁽⁵²⁾。総督府博物館は、共進会開催前である5月の総督府訓令26号ですでに総督官房総務局総務課の管轄と規定されていた⁽⁵³⁾。

12月1日、総督府博物館は、共進会の美術館を転用して開館される。また景福宮に残った殿閣も利用された。『毎日申報』は開館前から「共進会場内の美術館、審勢館、参考館は多少の整理を加え、現場のままに存置することを決定し、来月の12月1日から総督府博物館という名称にし、一般観覧を許可する」と宣伝した⁽⁵⁴⁾。一年後の『毎日申報』では「去年の共進会を見なかった人はこれを見たら共進会の全般を見ることができる」と、成功した共進会の影響を

利用して総督府博物館を宣伝していた⁽⁵⁵⁾。

開館当初の主要展示物は共進会から引継いだ物品が中心で、古蹟調査品や内務部及会計系の保管物、参事館分室の保管活字、購入品などその数は少なかった⁽⁵⁶⁾。開館後には、日本人篤志家などから寄付を受けた遺物が2000余点にのぼる⁽⁵⁷⁾。景福宮の修政殿では大谷光瑞が新疆省で収集した壁画などの大谷コレクションが一般に公開される。事務所として慈慶殿の一部を使用し、新設された倉庫の他に萬春殿、千秋殿も倉庫とされた。所蔵品はその後、古蹟調査による埋蔵物などの発掘資料や蒐集した資料、一般寄贈品、個人の寄託、購入品等が増えて1924年当時には9600件に達した。しかし受入順に台帳に番号付けしただけで大部分は倉庫に保管したままであった⁽⁵⁸⁾。博物館の開館は文化財の集積機能を果たしたといえる。

総督府博物館は1915年の設立時には総督府の総督官房に所属し、その体制は1921年に学務局に移管するまで続いた。その期間の経緯は以下の通りである。

1915年5月に総督官房総務局総務課に所属が決まり12月に開館する。1916年4月には、1910年から始められた内務部第1課の古蹟調査と内務部学務局編輯課の史料調査事業を統合して総督官房総務局総務課に移管し、総督府博物館が統轄した⁽⁵⁹⁾。1919年の3.1独立運動後には古蹟調査が中断する。当時の原敬首相は、欧米とは異なる植民地統治法として「日鮮同祖」論を前提に同化政策を進め、将来的には帝国憲法を完全施行する方針の下に内地延長主義を施行しようとした⁽⁶⁰⁾。朝鮮では斉藤実総督の下に武断統治から文化政治への転換が図られる。だが、集会や出版が一部認められて憲兵警察制度は廃止されても強固な警察支配による植民地統治は揺るがなかった。

独立運動後の8月に官制が改正されて、総督官房の総務局は庶務部に総務課は文書課に名称変更する⁽⁶¹⁾。学務局は総督府直属として内務・財務・殖産・法務の四局と同等となった。1921年10月に学務局に古蹟調査課が新設されて、博物館係、古蹟係、古社寺係、名勝天然記念物係等を統合した。設立時から総督官房所属であった博物館が学務局に移り性格が変化する。その後も、総督府博物館の所属は変わるが、出発点は総督官房総務局であり、総督府博物館の指針は1915年から1916年の設立期に確立したと考える。この時期の総督府博物館の性格を考える上で1916年の変化である統合と「保存規則」に注目する。

2 節 博物館運営における1916年の変化

(1) 総督官房総務局への統合

1916年4月、内務部所属の古蹟調査と先史時代の資料調査とを総督官房総務局に移管し、前年に開館した総督府博物館がその事業を統括する。また総督府中枢院では旧慣調査の重要事業として『朝鮮半島史』編纂が開始された⁽⁶²⁾。この編纂目的は、1922から1938年に黒板らが中心となって行なった『朝鮮史』編纂事業に引継がれる。寺内総督が「編纂要旨」で述べた目的は「公明的確」な史書を編纂して、日本人と朝鮮人が同族であることを証明し、古代より時

代を経るにしたがって疲弊・貧弱に陥った朝鮮人の利益に叶うとした「併合」を正当化することになった。当時、独立を希求する朝鮮人の間に檀君を掲げる書物が広まっていたことが背景にあった。このような「日鮮同祖」、「停滞史観」という植民地史観による歴史編纂と古蹟調査は、資料によって考古学上の根拠を与えるという点で補完関係にあった⁽⁶³⁾。

総督府博物館が内務部の両調査事業を統括後の7月に、総督府令「保存規則」が施行される。古蹟調査委員会が設置されて組織化された古蹟発掘調査である「五箇年計画」が立てられ、年度毎に報告書を刊行する。1916年から1920年にかけて行なわれた第1次古蹟調査の「五箇年計画」は、今西龍、黒板勝美、関野貞、鳥居龍蔵らの各班によって進められた。有史以前の調査担当は鳥居が一手に担い、1910年代の石器時代の言説も鳥居が独占することになった⁽⁶⁴⁾。1919年から1920年にかけては3.1独立運動の影響で発掘はほとんど実施されなかった⁽⁶⁵⁾。関野の1915年度の調査報告書からは、漢代と高句麗時代の古墳調査が主要目的であり、朝鮮王朝と先史時代の調査は他の時代に比べて付随的であったという点がみられる⁽⁶⁶⁾。

古蹟調査には1915年から黒板が参加する。黒板は西欧列強の植民地事業としての遺跡発掘・保存の手法を学び、植民地朝鮮で実験的に実施するなかで「保存規則」の策定に大きく関与した⁽⁶⁷⁾。朝鮮における古蹟の管理について台帳方式や博物館での保存・管理が実行された。また「保存規則」施行により、総督府が登録した文化財は海外や日本への移出持ち出しを禁じられる。それには「併合」前からの日本による調査の影響で、古墳の盗掘が頻繁に起こり出土品が市場に出回るといった背景があった。1916年の運営以降、総督府の古蹟調査の目的は、博物館で保存、管理するために遺物を発掘収集し、登録することを明確化した⁽⁶⁸⁾。

鳥居は「五箇年計画」調査で、平壤の大同江の古墳群は楽浪時代のものだという説を主張するが、それは関野の高句麗古墳説と対立する。1920年以降の第2次「五箇年計画」の楽浪郡遺跡調査は主流派の関野と黒板らが独占することになり、その後、鳥居は機会を得られずに朝鮮での調査を終了した⁽⁶⁹⁾。1920年代以降、総督府は石器時代の遺跡調査を顧みなくなる⁽⁷⁰⁾。関野が重視した平壤、慶州の古墳調査は、『朝鮮史』編纂において楽浪郡を朝鮮の「歴史の起源」と規定する物的根拠とされた⁽⁷¹⁾。

藤田亮策によれば、朝鮮史編纂や、共進会後の博物館の設立と経営、そして先史時代からの調査を総督官房所属の総督府博物館に統合させたことは、寺内が計画した総督府の「徹底した文化政策」であった⁽⁷²⁾。だが総督府内にも、総督官房への統合に反対する意見があった。

1916年当時内務部長官であった宇佐美勝夫は、先史時代及び古蹟調査の所属を内務部から総督官房総務局に移管して、総督府博物館が管轄する事務分掌の変更について反対する書翰を寺内総督に送った。宇佐美は、「有史以前の調査は朝鮮語其他歴史上の調査と共に学芸に属し、相俟て朝鮮研究を全ふすべきものとす。有史以前の調査のみを博物館に所属せんとする如きは何等の利益あると見ず⁽⁷³⁾と、内務部学務局編輯課に所属した調査の中で先史時代だけが総督官房総務局に移管されたことに反対を述べた。そして総督府博物館の所属を内務部学務局に変

更することを起案したが通らなかった。では設立後に、総督官房の総督府博物館に1910年以内務部の両調査事業を統合し、「保存規則」を施行して本格的な古蹟調査事業を推進した総督府の「徹底した文化政策」にはどのような目的があったのだろうか。

（２）「古蹟及遺物保存規則」と「遺失物法」

1916年7月4日、総督府は総督府令第52号「古蹟及遺物保存規則」を發布し、訓令第29号「古蹟調査委員会規定」を制定して⁽⁷⁴⁾、古蹟調査委員会と博物館協議会を設置した⁽⁷⁵⁾。また、博物館主任が古蹟調査委員会の幹事となり総督府博物館が古蹟調査関連事務一切を掌管するようになる⁽⁷⁶⁾。6日に『毎日申報』は、10日からの「保存規則」施行を告知した⁽⁷⁷⁾。

古蹟とは「保存規則」第1条で、「貝塚、石器骨角器類ヲ包有スル土地及竪穴等ノ先史遺跡、古墳並都城、宮殿、城柵、関門、交通路、駅、烽燧、官府、祠宇、壇廟、寺刹、陶窯等ノ遺趾及戦跡其ノ他史実ニ関係アル遺跡」であり、遺物とは「年代ヲ経タル塔、碑、鐘、金石仏、幢竿、石燈等ニシテ歴史、工芸具ノ他考古ノ資料ト為ルヘキモノ」と規定された。これらを発見した者は3日以内に地元警察・憲兵へ届出をし、警察署長は総督府への報告が義務づけられた（第3条）。総督府に「古蹟及遺物台帳」を備へて、保存価値あるものは登録する（第2条）。所有者が台帳に登録した物件の現状変更、移転、修繕するときは警察署長を経由して予め総督の許可が必要とされ（第5条）、違反者には罰則が課された（第8条）。7条は後で詳しくみる。

また「古蹟調査委員会規定」により、古蹟調査委員会が朝鮮の文化財等の調査、保存を審査する為に総督府内に設置された（第1条）。古蹟調査委員長は総督府政務総監が務め（3条）、委員は総督府官僚と、関野貞、黒板勝美、今西龍、鳥居龍蔵ら東京・京都帝大を中心とした学者に囑託された。これらは内務部での初期調査や『朝鮮史』編纂事業に関与した学者と重複する。委員会が決定して委員が古蹟を調査する場合は、総督に申請をし（7条）、委員長は古蹟所在地の地方庁及び警察署長に通知して（8条）、協議したうえで必要時には憲兵、又は警察官の立会の要求（9条）をすることが定められた。1916年当時の委員長は政務総監山形伊三郎であり、その後も歴代の政務総監が古蹟委員会の委員長を歴任した。

「保存規則」は、大日本帝国内の最初の文化財保存令ということになる。それは総督府が保存価値を認めた文化財（古蹟・遺物）を台帳登録して管理下に置くというものであった⁽⁷⁸⁾。これら「保存規則」や「古蹟調査委員会規定」の公布、制定により、朝鮮半島における文化財政策は本格的に計画化して進められ、総督府博物館が推進する中枢機関となった。そして、総督府が委嘱した日本人学者が、朝鮮の文化財調査を独占する。

「保存規則」によって、1910年から1915年に行われた内務部所属の初期の古蹟調査の対象に含まれていなかった先史時代の遺物が、総督府に管理される「古蹟」の対象に入る。つまり、内務部傘下の先史・古蹟調査の総督官房総務局への統合及び「保存規則」の施行を契機として、

「朝鮮の先史時代から朝鮮王朝時代までの歴史」史料が総督府の管理する文化財の対象になり、総督府博物館が文化財の調査から公開業務までの全てを統括することになったのである。

総督官房とは総督府の行政組織の中で法制上の筆頭部署として予算・人事を司る機関であり、1915年4月30日の官制改正後、総督官房の下には総務局と土木局が、秘書課、外事課、武官室、参事官室とともに設置された⁽⁷⁹⁾。そして訓令26号事務分掌規程第3条で総務局総務課が博物館に関する事項を掌り、第4条では土木局営繕課が官有財産の整理や営繕を行うことが定められた⁽⁸⁰⁾。このような総督官房の管轄下に総務局所属の総督府博物館と土木局営繕課が規定された点からも、総督府博物館が朝鮮の文化財の調査、収集から修繕、保存、公開、教育までの文化財政策を統一的に統括する目的が明確化されたと考える。また総督府による京城の都市再編の建設過程に共進会や博物館の設置が位置付けられた側面も見てとれる。では宇佐美が反対したように、何故総督府は教科書編纂を目的とした調査の中で「有史以前の調査のみを……博物館に所属」しようとしたのだろうか。ここで「保存規則」の第7条をみてみよう。

警察署長遺失物法第十三条第二項ニ該当スル埋蔵物発見ノ届出ヲ受ケタルニハ同法ニ依ル届出事項ノ外同法第十三条第二項ニ該当スルコトヲ証スルニ足ルベキ事項ヲ具シ警務総長ヲ経テ朝鮮総督ニ報告スベシ⁽⁸¹⁾

1899年の大日本帝国民法第241条において、埋蔵物の発見者が公告後に所有権を取得すると規定された。3月23日には内務省が公布した法律第87号「遺失物法」第13条第1項により「学芸芸芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋蔵物」で所有者が不明の場合は所有権は国庫に帰属し、第2項では第1項の発見者及び土地の所有者に通知してその代価を払うことが定められた⁽⁸²⁾。また10月の内務省訓令第985号においては「遺失物法」第13条による石器時代の遺物は東京帝国大学の人類学教室に、古墳その他の時代ものは宮内省の皇室博物館・諸陵寮に帰属することが定められた⁽⁸³⁾。

朝鮮では、1912年の制令第23号「遺失物其ノ他ノ物件ニ関スル件」⁽⁸⁴⁾によって埋蔵物の取扱いは「遺失物法」によることが定められていた。これにより、朝鮮で発見された所有者不明の埋蔵物の所有権は国庫に帰属する。そして「保存規則」7条により、朝鮮では所有者不明の「学芸芸芸若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋蔵物」の発見者及び土地の所有者には警察を通して総督に届け出る報告義務が定められた。このように内務部の先史時代及び古蹟調査の総督官房総務局への統合と「保存規則」の施行により、総督府博物館が「遺失物法」による先史時代からの埋蔵文化財の取扱いを管理することになった。この1916年の変化によって総督府博物館が朝鮮の私有地を含む埋蔵文化財を収集するシステムが整備されたといえる。

総督府博物館の調査対象は拡大されて、石器時代以降の全時代の朝鮮の歴史の文化財を管理することになる。朝鮮では1910年の関野の古蹟調査で、歴代王朝の古墳や出土品は「民族の指

標」として発掘の対象にされて総督府博物館に展示された結果、内地の博物館の展示とは異なることになった。この点は3章で後述する。

1章でみたように、鳥居による先史時代の調査は、「万世一系」の天皇を中心とした混合民族である「日本人」と「朝鮮人」の類縁性から「日鮮同祖」を証明しようとした。それは「併合」を合理化するために「日本人」観念を基軸とした同化政策に沿ったものであった。朝鮮で行われた歴史編纂や、共進会を経た博物館の設立及び1916年の運営の変化という総督府の「徹底した文化政策」の目的は、同化政策を進めることであり、その方針での博物館設立及び権限拡大であったと考える。

藤田によれば総督府博物館は、「大正4年の開館当初から歴史博物館としての経営方針を堅持し、石器時代以下李氏朝鮮に至る各時代の確実の発掘品又は史料のみを陳列し、美術工芸品は各時代の特質を示し代表となるべきもののみを選んだ」⁽⁸⁵⁾。経営方針は美術や歴史の「徴證参考となるべきものを集め、半島民族の根源を尋ねて其の民族性を明にし…文化推移の大勢を示すと共に、国民の自覚心の誘導」⁽⁸⁶⁾をすることにあつた。重要な点は、朝鮮の歴史の推移を視覚化するために時代区分をして、代表的な文化財を選別して時代ごとの特質を表わすという手法である。これは次章の内地の帝室博物館の展示方法に関連すると考える。

総督府は1915から1916年にかけて、総督官房の管轄で総督府博物館の設立と文化財事業の統合及び法整備を行い、体系的に植民地の文化統治政策を推進した。総督府の同化政策を目的とした総督府博物館の設立期の性格を内地の帝室博物館と比較して検討する。

3章 初期の総督府博物館の性格

総督府博物館は日本によって植民地朝鮮に設立された近代博物館であった。日本内地の博物館行政との関連を検討しつつ設立当初の朝鮮総督府博物館の性格を考察したい。

明治政府は、1851年のロンドン万国博覧会を契機に設立されたサウス・ケンジントン博物館（現ヴィクトリア&アルバート博物館）にならい、1877年の第1回勸業博覧会に美術館を設置し、閉幕後に内務省博物館とした。1882年にはそれを拡張して新博物館とし、農商務省が管轄した。

1886年3月、博物館は宮内省に移管して帝国博物館と改称し、古器旧物（＝文化財）を帝室財産に組み込み機能を拡大した。1889年に大日本帝国憲法が公布されて「万世一系ノ天皇コレヲ統治ス」と規定される。天皇制の下に社会、政治、文化、美術の統合が整備されていく。博物館の宮内省への移管は、宮内大臣伊藤博文の発案とされ、帝国博物館は殖産興業部門を廃止して、歴史・美術・工芸を中心とする「皇室の宝物収蔵庫」に変質した⁽⁸⁷⁾。文化財の調査、収集、等級付け、展示を統轄する法制度が整備され、「歴史の証徴、美術の模範」という「基準」で選ばれた文化財によって天皇制国家の象徴的価値を創出していく。帝国博物館は東京、京都、奈良の体制を整え、1900年には帝室博物館と改称して1947年まで存続する（現東京国立

博物館の前身)。そして1899年の「遺失物法」と内務省訓令によって、埋蔵文化財のうち古墳時代以降の遺物は帝室博物館が管理する。古墳は古代から続くとされた皇統の陵墓とそれ以外に分けられ、陵墓の管理は1878年に内務省から宮内省に移管されていた。

帝国博物館は、1900年のパリ万博で「国威を発揚」⁽⁸⁸⁾するために、官制の日本美術史『稿本日本帝国美術略史』を編纂する。その内容は古代偏重であり、天皇の治世の各時代に「基準作」の文化財を安置する方法によって推古朝から始まる「日本美術史」を構成した⁽⁸⁹⁾。帝室博物館は古代から天皇を中心に連続するとした皇国史観で「日本美術史」を編纂し、博物館が選別し管理した文化財による展示方法でこれを観客に「見せた」のである。

帝室博物館の展示室は創設以来、書蹟、絵画、彫刻、工芸品などの品目別展示であったが、1918年に分類陳列から「時代別陳列」法に改編する。1918年の帝室博物館の配置図を見ると展示室は、考古／奈良／平安／鎌倉／足利／豊臣／徳川の順に時代区分されている。これは『稿本日本帝国美術略史』の時代区分を視覚化したものであり、時代ごとの展示室に「時代を代表する」文化財が展示された⁽⁹⁰⁾。また1873年にはなかった第五展示室歴史部には朝鮮古代遺物が、第八室歴史部には蝦夷、琉球、台湾風俗が、第十室には朝鮮風俗の展示室が新設されていることから、帝室博物館の体系に植民地のコレクションが加わったことがわかる⁽⁹¹⁾。

植民地朝鮮における近代博物館の設立過程は日本内地のそれと類似する。王宮跡での殖産興業を目的とした博覧会の美術館を転用して総督府博物館が開館した。京城以外の朝鮮の旧都に総督府博物館の慶州分館（1926年）、扶余分館（1939年）が設立される。そして、内地の「遺失物法」による埋蔵文化財の管理体制が植民地朝鮮においても施行されたことは重要である。

しかし内地とは異なり朝鮮では、先史時代の埋蔵文化財の取り扱い帰属先を石器時代と古墳時代以降とに区分をしなかった。1916年の「保存規則」以降は、総督府博物館は埋蔵文化財の古蹟発掘調査、登録指定、保存修理など文化財行政の中核機関となり、先史時代から朝鮮王朝時代までの朝鮮の各時代を代表する文化財業務を統轄する権限を握った。

日本では明治期に、「紀記」による考証によって紀元前660年からの皇統が続くとされて代々の陵墓が治定されたが、その調査発掘は許されなかった。日本内地では天皇の陵墓や出土品は秘匿されることによって皇統の権威を保つための文化財となり、朝鮮では古墳は朝鮮民族の文化の変遷を示す重要な文化財として発掘されて一般に公開された。その結果、陵墓や出土品を秘匿することによって天皇の権威を高める役割を果たした内地の帝室博物館に対して、先史時代から歴代王朝の陵墓を含む「朝鮮の歴史」を統一的に調査発掘して一般に公開したことが植民地朝鮮における総督府博物館の特徴であった。

総督府博物館の開館後の展示室の構成は、1926年に発行して観覧者に配った『博物館報』⁽⁹²⁾では、楽浪帯方時代／三国時代及新羅統一時代（百濟、伽那（任那）、高句麗、統一新羅時代）／高麗時代及李朝時代／特殊品陳列（石器時代及金石併用期）のように時代区分されていた。共進会の美術館では、資料から見る限り時代別展示ではなかったことから、総督府博物館の開

館後から1926年の間に帝室博物館の時代別展示法が取り入れられたと考えられる。『博物館報』は、時代を代表する文化財を配置して各時代の特徴を表した展示室を回る順序や見る順番が細かく指定された。観覧者は日本の学者が構成した朝鮮の歴史を辿ることになった。

古蹟調査を主導した関野貞は、著書『朝鮮美術史』において次のように述べている。

朝鮮の美術は楽浪郡時代に於いて漢民族の様式を輸入し、三国時代より新羅統一時代に入
って発達頂点に達したが高麗時代に多少の衰兆をあらはし、朝鮮時代に於いて一層の衰
頹墮落を重ねるに至った。然るに近年総督府において古蹟調査の機関を設け、当局者が鋭
意搜索の結果古代の美術品の従来知られざりし者も、追々世間に現はるようになってき
た。(中略) 支那や日本に対抗して完全な独立国を形成するの力がなかったから自然事
大主義退嬰故息主義に陥り、国民の元気も次第に消滅するに至った。⁽⁹³⁾

関野は、「他律性」や「停滞論」という植民地史観による時代の推移を文化財で「証明」す
ることによって、「遅れた朝鮮」が「併合」に至る歴史像を創出した。関野の『朝鮮美術史』
は、「併合」のために朝鮮人の同化を目的とした『朝鮮史』に通底すると考えられる。

近代日本による朝鮮への博物館の導入は、内地延長主義では西洋の近代化制度の移植と言え
るかもしれない。だが日本は、西洋列強の「文明と野蛮」のロジックによる統治法を取り入れ
ながらも独自の統治方法を進めた。それは、天皇の下に「同祖」であった日本人と朝鮮人の関
係が「併合」において復古するという「日鮮同祖」論を利用した「同化政策」であり、その実
態は被支配者に同等の地位や権利を与えずに「天皇制」という日本の優越性への信仰をうえつ
ける排除の論理であった⁽⁹⁴⁾。

大日本帝国の博物館政策は、国民統合の象徴的価値である「天皇制」創出のために文化、歴
史を再整理し、視覚化（または秘匿）することによって、天皇の権威を社会に浸透させること
を目的とした。総督府博物館の1915年から1916年の設立期は、天皇制に組み込まれる朝鮮の歴
史像を朝鮮人に「見せる」ための契機となった。この時期の総督府博物館の役割は、近代的メ
ディアである博物館制度を導入して、植民地統治法としての、同化政策を社会化することにあ
った。

おわりに

植民地朝鮮における総督府博物館の1915年から1916年の設立期を中心にその性格を検討した。
日本による朝鮮の考古学調査は1900年代から帝国大学が開始し、植民地化と共にその範囲は広
がった。総督府は、1910年代の武断統治の下で博覧会の開催、歴史編纂、総督府博物館の設立、
文化財保存法の整備、併合前からの古蹟調査の組織化などの文化政策を行なった。

1915年の総督府博物館の開館から1916年の文化財事業の統合と文化財保存法の施行は総督府

による近代的な博物館制度の導入の契機になった。これにより、総督府博物館の同化政策を社会に普及させるための指針は確立されて文化財政策の中核となった総督官房総務局の管轄は1921年まで続く。この時期の総督府博物館は、文化財によって皇統を視覚化した帝室博物館の大系の一部であり、その目的は皇国史観の下に朝鮮人を「文明化」することによって植民地化を進めることにあったと考えられる。

植民地の朝鮮人にとって統治者が設立した博物館は、圧倒的な近代化と文化の交錯する場所ではなかっただろうか。しかし総督府博物館は、憲兵警察という植民地に張り巡らされた軍事機構を前提に文化財を収集、調査、公開していたように、「博物館」は武断統治の暴力性からかけ離れた場所ではなく、他民族を征服し抑圧する同化政策の「暴力性」を隠蔽する「文化的」施設であった。今回は触れられなかったが、総督府博物館が発信した「朝鮮の歴史」像を植民地の朝鮮人はどのように見ていたのか、またはどのように内面化したのかという側面を掘り起こすことを今後の課題としたい。

〔注〕

- (1) 藤田亮策 (1892～1960)。考古学者。東京帝国大学文科大学史学科国史学専攻。宮内省諸陵寮勤務を経て、1922年総督府古蹟調査事業に嘱託。1924年から1941年迄、総督府博物館主任。1940年には、京城帝国大学助教授を兼任。引揚後は日本考古学協会の初代委員長。
- (2) 藤田亮策「朝鮮古蹟調査」『朝鮮学論考』藤田先生記念事業会、1963年、75頁。
- (3) 全京秀「韓国博物館史における表象の政治人類学—植民地主義、民族主義、そして展望としてのグローバリズム」『国立民族学博物館研究報告』第24巻2号、国立民族学博物館、1999年。
- (4) 李成市「朝鮮王朝の象徴空間と博物館」『植民地近代の視座』岩波書店、2004年。
- (5) 黒板勝美 (1874～1946年)。東京帝国大学文学部国文学科卒。1919年教授。史料編纂官として『大日本史』編纂。朝鮮に於いては、1915年に古蹟調査委員に任命された後、古蹟調査や、朝鮮史編纂事業、古蹟研究会設立などを中心的役割で主導した。
- (6) 李成市「コロニアリズムと近代歴史学」『植民地主義と歴史学』刀水書房、2004年。
- (7) 1950年制定の「文化財保護法」には、国家が指定し保護する文化財として国宝、重要文化財、登録文化財等がある。「文化財」という造語はアジア・太平洋戦争の頃から登場し、明治時代に、「国宝」や「史跡」という単語が造られた。近代に国家神道の下で、国体や神話に結びつけた日本の文化的観念、歴史的文化価値を体現する「文化財」概念が創られた。(森本和男『文化財の社会史』彩流社、2010年、1～10頁。) 植民地朝鮮における「古蹟」は当時の「文化財」に相当する用語である。本論文では、「国民」統合のために「創られた伝統」概念を具象するものとして「文化財」を捉える。論文内では煩雑さを避けるためカッコは省く。
- (8) 関野貞 (1868～1935年)。建築史学者。1909年、東京帝国大学工科大学造家学科卒業。1897年古社寺保存法制定後、文化財の指定保存修理の為、奈良県技師に任命される。1901年東京帝大助教授。1902年から朝鮮半島に調査。1915年古蹟調査委員を嘱託され主導する。
- (9) 広瀬繁明「初期の朝鮮建築・古蹟調査とその後の〈文化財〉保護」『考古学史研究』第10号、2003年10月。

- (10) 八木契三郎（1866～1942）。考古学者。1991年、帝国大学人類学教室の標本取扱係となり、坪井のもとで研究する。のちに、李王家博物館館長。
- (11) 古蹟調査の所属部署の名称は、1910年の内務部地方局地方課から1912年の内務部地方局第1課に変わり、1915年4月には内務部第1課となる。
- (12) 勅令第354号「朝鮮総督府官制」、『官報』第8184号、号外、1910年9月30日。
- (13) 勅令第3号「帝国大学令」第1条、『官報』第796号、1866年3月2日。
- (14) 坪井正五郎（1863～1913）。1912年の拓殖博覧会で西欧の万国博覧会が植民地統治の成果を展示する手法を取り入れ、北海道・樺太・台湾・朝鮮・満州の人々の「人間の展示」をした。
- (15) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』資料編、第一法規出版、1973年、262～269頁。
- (16) 鳥居龍蔵（1870～1953）。独学後、1893年東京帝国大学理科大学人類学教室に雇われる。1898年同助手。1905～1913年年同講師に就任。朝鮮半島の有史以前の遺跡調査を開拓した。東アジア各地の人類学・考古学調査を続け、晩年は遼代の研究を行なった。
- (17) 「東京人類学会記事」『東京人類学会雑誌』第10巻第112号、1895年7月、417～418頁。
- (18) 八木契三郎「韓国探検日記」『史学界』第4巻第4号、1902年4月、61頁。
- (19) 八木契三郎「彙報 八木契三郎君の朝鮮考古談」『考古界』第1編第11号、考古学会、1902年4月、56頁。
- (20) 坂野徹『帝国日本と人類学者 1844—1952年』勁草書房、2005年、495頁。「天孫族」は記紀における降臨してヤマト王権をつくったとする神話の中の天皇を中心とする古代勢力。
- (21) 安田浩「近代日本における「民族」観念の形成—国民・臣民・民族」『思想と現代』第31号、1992年9月、66～69頁。
- (22) 前掲、坂野徹、495頁。
- (23) 前掲、広瀬論文、71頁。
- (24) 西山武彦・伊丹潤監修『韓国の建築と芸術—復刻 韓国建築調査報告—』、韓国の建築と芸術刊行社、1988年、1～28頁。
- (25) 山本雅和「文化標徴としての古墳」『考古学研究』第9号、2001年5月、50～51頁。
- (26) 谷井濟一（1880～1959年）。1907年、東京帝国大学文科大学史学科卒業。日本古代史。1909年関野の助手として渡鮮。1915年に総督府博物館事務を嘱託され、翌年、古蹟調査委員。
- (27) 官房文書課調査係が民間信仰や家族制度など慣習法調査を行なう。度支部土地調査局は農商工部山林課臨時土地調査局になり、1918年まで土地調査事業を進めて「名勝古蹟地図」を作成。
- (28) 前掲、藤田亮策、72頁。
- (29) 武井生「鳥居博士を訪ふ」『朝鮮』第44号、朝鮮雑誌社、1911年、44～45頁。
- (30) この段落は前掲、坂野徹、495頁。
- (31) 宮里修「先史時代の朝鮮考古学」『考古学ジャーナル』596号、2010年、6～7頁。
- (32) 鳥居龍蔵『鳥居龍三全集』第1巻、朝日新聞社、1975年、381～390頁。
- (33) 寺内威太郎「満鮮史研究と稲葉岩吉」『植民地主義と歴史学』刀水書房2004年、34～46頁。
- (34) 前掲、藤田亮策、71頁。
- (35) 前掲、山本雅和論文、49～52頁
- (36) 韓国度支部建築所『朝鮮芸術之研究』1910年8月。前掲、広瀬論文、59～64頁。
- (37) 前掲、広瀬論文、64頁。

- (38) 関野は1911、1912年の調査は『大正3年度古蹟調査報告』(朝鮮総督府、1914年)で報告。1915年に『朝鮮古蹟図譜』第1巻を発刊。(全15巻、朝鮮総督府、1915～1935年)。
- (39) 1888年設置の臨時全国宝物取調局は、「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」の基準で「国家の重宝」を鑑査・指定登録。帝国博物館宝物鑑査部が引継ぐ。1929年「国宝保存法」にも同基準。
- (40) 高木博「日本美術史の成立・試論」『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、1997年、88頁。
- (41) 勅令第六号「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」、1933年8月9日。「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」となるべき「建造物典籍書跡絵画彫刻工芸品」は、総督府が「宝物」指定をし、「李王家官立又ハ公立ノ博物館又ハ美術館」に「宝物ヲ出陳スル義務」が定められた。
- (42) 『京城府史』第3巻、京城府市、1941年、260～262頁。
- (43) 『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、朝鮮総督府、1916年、271～273頁。
- (44) 岩井長三郎「新庁舎の計画に就て」『朝鮮と建築』第5輯5号、1926年5月、2～6頁。
- (45) 『毎日申報』1914年7月10日。
- (46) 『京城日報』1915年9月3日、1面。
- (47) 尹仁石「韓国における近代建築の受容及び発展過程に関する研究」東京大学学位論文、2008年、69頁。
- (48) 「共進会記事」『朝鮮彙報』第6巻第1号、朝鮮総督府、1915年10月、28頁。
- (49) 前掲、『朝鮮彙報』、16～19頁。
- (50) 「共進会と京城経済界」1～5、『京城日報』、1915年11月29日～12月3日。
- (51) 『毎日申報』1915年11月2日。
- (52) 総督府告示第296号、『官報』第996号、1915年11月19日。
- (53) 博覧会、共進会及商品陳列館に関しては農商工部商工課の管轄になっていた。総督府訓令第26号、『官報』828号、1915年5月8日。
- (54) 「朝鮮総督府博物館」『毎日新報』、1915年11月2日。
- (55) 『毎日申報』、1916年6月1日。
- (56) 「大正14年12月所蔵品目録」、金仁徳「1915年当時の朝鮮総督府博物館設立に関する研究」『郷土ソウル』71号、2008年2月。
- (57) 『朝鮮彙報』1916年6月号、213頁。10月号、197頁。
- (58) 前掲、金仁徳、259～289頁。
- (59) 前掲、藤田亮策、73頁。
- (60) 趙景達編『植民地朝鮮』東京堂、2011年、4～9頁。内地延長主義は植民地統治上の自治を認めずに、憲法を始めとする法制度について内地との差異の縮小化を先行させる構想。
- (61) 総督府訓令第53号、『官報』1919年8月20日。
- (62) 1924年に打ち切る。1922年に朝鮮史編纂委員会規定、1925年朝鮮史編修会官制を公布。
- (63) 前掲、李成市「コロニアリズムと近代歴史学」、74頁。
- (64) 前掲、宮里論文、6頁。先史時代の項目は補足程度であった。
- (65) 早乙女雅博「新羅の考古学調査「100年」の研究」『朝鮮史研究会論文集』39号、緑陰書房、2001年10月、64頁。所属は変わりながら1945年まで古蹟調査事業は続く。
- (66) 朝鮮総督府古蹟調査委員会編『大正5年度古蹟調査報告』、1916年12月(復刻版、国書刊行会、1974年、11～13頁)。

- (67) 前掲、李成市「コロニアリズムと近代歴史学」、80頁。
- (68) 前掲、藤田亮策、73頁。
- (69) 鄭仁盛「植民地朝鮮における「古蹟調査」の記憶」早稲田大学朝鮮文化研究編『コロニアリズムと朝鮮文化 報告書』、2006年、13～15頁。
- (70) 前掲、宮里修、2010年、7頁。
- (71) 前掲、李成市「コロニアリズムと近代歴史学」、74頁。
- (72) 前掲、藤田亮策、71～74頁。
- (73) 寺内正毅宛宇佐美勝夫書翰、大正4年11月5日、国立国会図書館憲政資料室所蔵「寺内正毅関係文書」342-2。李昇燁先生から御教示いただきました。
- (74) 総督府令第52号「古蹟及遺物保存規則」、訓令第29号「古蹟調査委員会規程」、『官報』第1182号、1916年7月10日。
- (75) 前掲、藤田亮策、77～78頁。
- (76) 前掲、広瀬論文、63頁。
- (77) 「古蹟保存規則」『毎日申報』、1916年7月6日。
- (78) 寺刹令(1911年)で寺社所有の木造建築物は「保存規則」の登録対象から除外。勅令「朝鮮宝物古蹟名称天然記念物保存令」から指定制度になり、古墳・陵墓についても登録された。「保存規則」は総督府令のため、個人所有権の規制もなかった。(前掲、広瀬、6頁。)
- (79) 勅令第60号、『官報』号外、1915年5月1日。
- (80) 1910年より内務部地方局土木課の営繕工事として修繕。1912年4月からは官房土木局。
- (81) 総督府令第52号、『官報』1182号、1915年7月10日。
- (82) 「遺失物法」『朝鮮法令輯覧 大正11年版』、帝国地方行政学会、1922年。
- (83) 前掲、『東京国立博物館百年史』、244～246頁。
- (84) 制令第23号、『官報』8668号、1912年5月14日。
- (85) 前掲、藤田亮策、75頁。
- (86) 『博物館報』第1号「朝鮮総督府博物館略案内」、朝鮮総督府、1926年、3頁。
- (87) 金子淳『博物館の政治学』青弓社、2001年、26頁。
- (88) 『稿本日本帝国美術略史』序文、東京帝室博物館、1916年。
- (89) 高木博『近代天皇制の文化史的研究』、370～376頁。
- (90) 前掲、高木博、『近代天皇制の文化史的研究』、355～375頁。
- (91) 前掲、『東京国立博物館百年史』、345頁。
- (92) 前掲、『博物館報』、表題。
- (93) 関野貞『朝鮮美術史』朝鮮史学会、1932年、1～3頁。
- (94) 水野直樹編『生活の中の植民地主義』人文書院、2004年、8頁

(きむ てりょん 佛教大学文学研究科東洋史学修士課程修了)

(指導教員：李 昇燁 准教授)

2014年9月30日受理